

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）

国では、平成27年（2015年）に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定され、様々な取組が進んでいます。令和元年（2019年）6月には、「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」という。）が取りまとめられました。

大綱には、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、行政が「共生」と「予防」を両輪に施策を推進することが示されています。本市においても、大綱の趣旨を踏まえ、認知症の人やその家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指します。

※大綱における具体的な施策の5つの柱

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリー※の推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

【主な取組】

①普及啓発・本人発信支援

認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、既受講者の復習や認知症サポーターとしての取組を共有できる機会として、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

また、認知症の人と関わる機会が多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の職員や人格形成の重要な時期である子ども世代へも認知症の理解を促すため、認知症サポーター養成講座等開催への働きかけを行います。

認知症の人本人等の想いを掲載した「(冊子) みんながやさしい街いばらき～もの忘れが気になったら～」を、認知症への不安の軽減や認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民への周知・啓発に活用します。また、関係機関と協力し、当事者の声を聞く機会を設け、地域住民等に本人の想いを発信する支援に取り組むとともに、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画を推進します。

※認知症バリアフリー：

認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らすための障壁がないということ。

②予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症の進行を緩やかにする」という意味です。

認知症予防のために、生活習慣病予防や地域活動への参加による孤立の解消といった社会的役割を持つことが、認知症の発症を遅らせる可能性があるとし唆されています。また、地域活動への参加等は、認知症の進行を緩やかにする可能性が期待されています。

そのため、認知症の人のみならず、本市で暮らすすべての人々を対象に認知症予防に関する取組の強化として、これまで実施してきた認知症の早期発見・早期対応に加え、生活習慣病予防等の保健事業や介護予防教室等の利用勧奨に努める等、関係部局並びに関係機関との連携に努めます。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能の低下がある人や認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医・地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等、特に認知症の初期段階の相談対応を行う可能性の高い関係者間の連携強化に努めます。

また、医療・介護従事者等が認知症の特性を理解し、認知症の人の意思を尊重しながら関わるができるように研修の機会を設けるなど、専門職の認知症対応力向上に向けた取組を推進します。

介護者への支援としては、地域の誰もが集う“憩える場”「認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）」や介護者同士の交流の場である「家族教室」の周知と利用勧奨に努め、介護者自身が他者との交流や制度の利用により負担感をひとりで抱え込むことがないように支援するとともに、いばらきオレンジかふえを始めとする認知症の人の「居場所づくり」の促進に努めます。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

行方不明となった際の早期発見や事故の防止を図る「茨木市認知症高齢者見守り事業」や早期発見や保護を目的とした「いばらき版みんなでさがそうＳＯＳ事業」の普及と利用促進を行い、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。

また、認知症の状態に応じて、市医師会が中心となり構築された医療機関や介護サービス事業者、行政が協働し支援するシステム（茨木市モデル^{*}）を基盤に、引き

^{*}茨木市モデル：

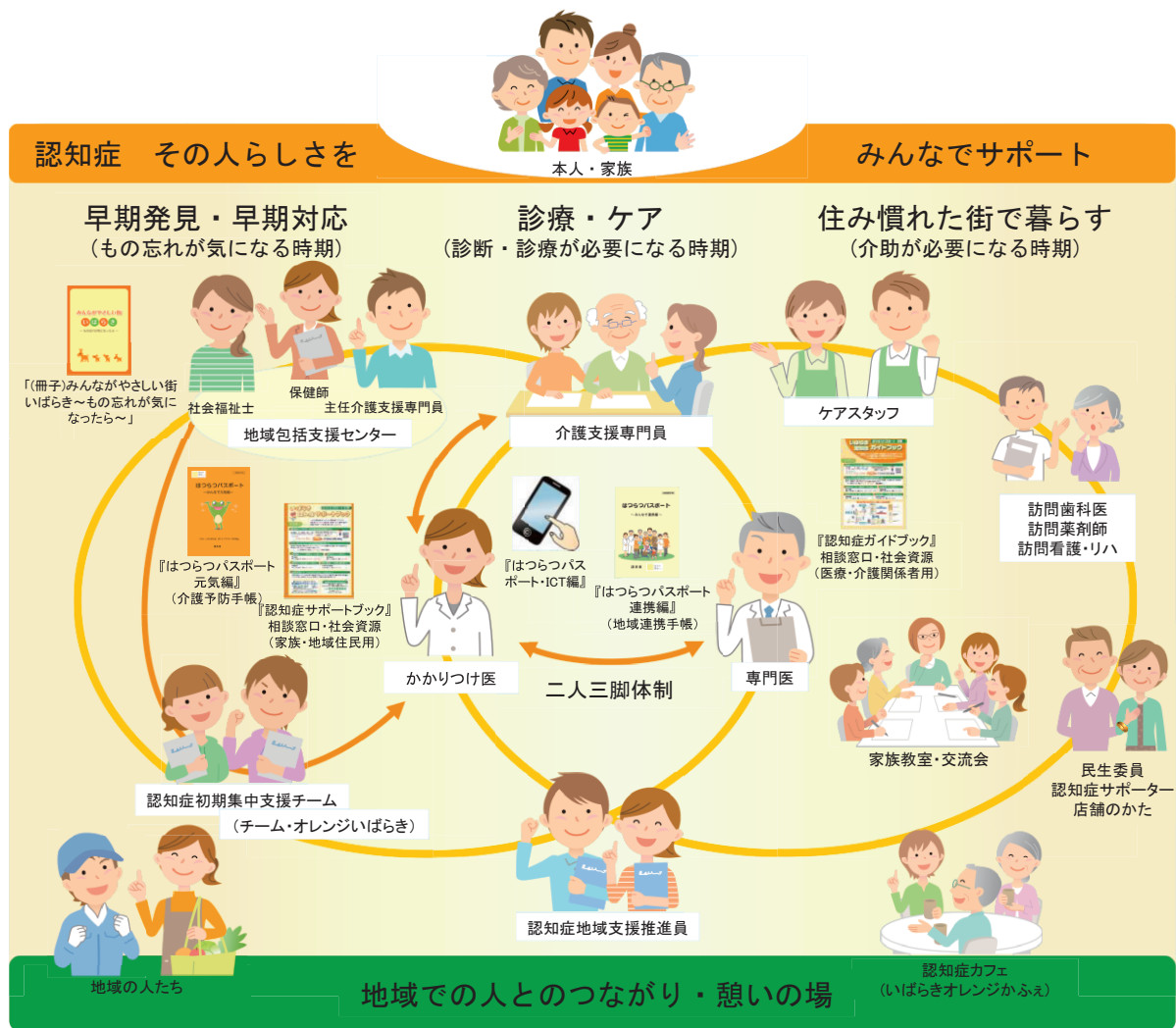
平成20年度（2008年度）から茨木市医師会高齢者対策委員会を中心に、かかりつけ医による認知症の早期発見・早期対応を目的とした認知症地域医療ネットワークづくりに取り組んで構築された地域連携システム。

続き認知症高齢者や家族等への支援に取り組むほか、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域で活動する人材の育成に努めます。

⑤研究開発・産業促進・国際展開

認知症の予防法やリハビリテーションモデル、国による研究開発やロボット技術やICT技術の活用法など、認知症の人の自立支援への活用や介護者の負担軽減が期待される情報収集に努め、関係機関と情報共有します。

【認知症の人への支援を中心とした地域連携『茨木市モデル』】



施策（２）虐待防止対策の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。

また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者に接する介護施設従事者等の意識改革や資質の向上を図るとともに、介護施設における高齢者虐待防止の体制の整備・強化に向けて取り組むなど、関係部局と連携し、虐待防止に努めます。

【主な取組】

①高齢者虐待防止及び啓発への取組

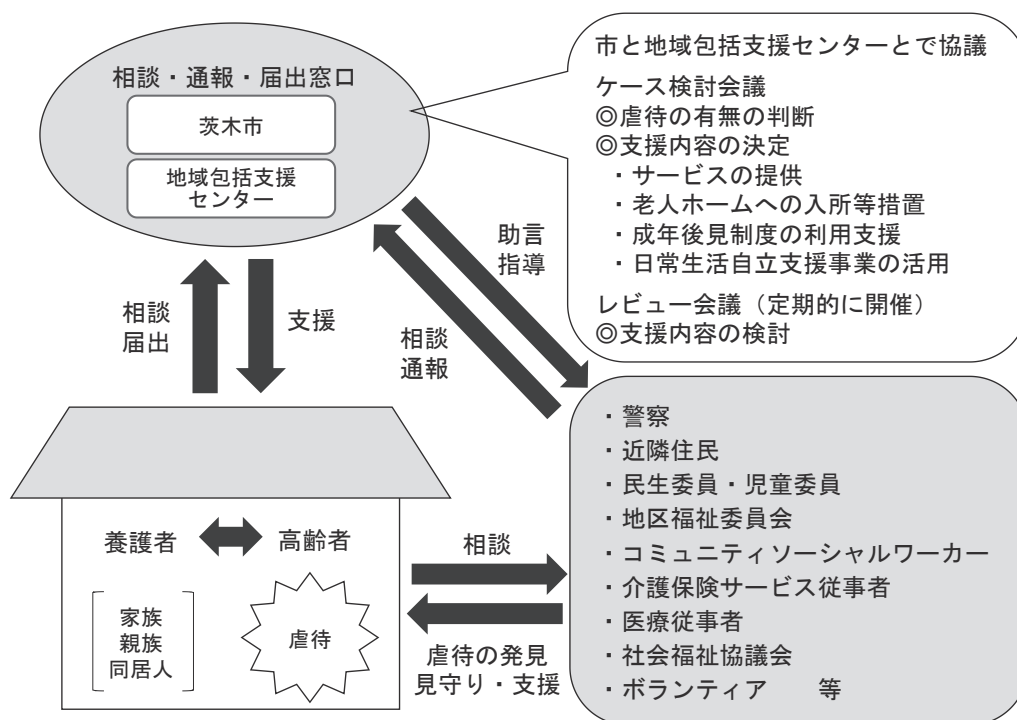
身体的、心理的、経済的など様々な虐待により高齢者の権利が侵害されることのないように市民への啓発活動や、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他関係機関に対する研修会を実施し、高齢者への虐待防止に対する意識の向上を図るとともに、虐待の早期発見と、見守り体制の充実に向けた取組を推進します。

②虐待への対応

養護者による高齢者虐待については、地域住民や関係機関からの通報に対し、地域包括支援センター、警察、保健所、病院、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、虐待の解消及び深刻化を防止するため、養護者支援を含め適切な対応に努めるほか、必要に応じて高齢者の一時保護、施設への入所措置を行います。また、これら関係機関との連携強化協力体制を整備するため、引き続き障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催します。

介護施設従事者等による高齢者虐待については、虐待の発見者からの通報に対し、早急に事実確認のための協議や訪問調査を実施し、虐待や身体拘束の防止、虐待を受けた高齢者の迅速な保護を行うとともに、大阪府担当部署と庁内関係各課が連携しながら介護施設等の運営適正化のための助言及び指導を行う等、再発防止に取り組めます。

【高齢者の虐待発見・支援等の流れ】



施策（３）権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などの理由で、判断能力が低下した高齢者の虐待や消費者被害等の権利侵害を防止し、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用してその人らしい生活を送ることができるように権利擁護の推進に取り組みます。

【主な取組】

①高齢者権利擁護事業の推進

自己の判断だけでは意思決定に支障のある高齢者の権利が守られ、地域での生活を円滑に安心して送れるように、「身上監護※」「財産管理」を支援する成年後見制度利用支援事業等の周知とともに、成年後見制度そのものの必要性等を啓発し、高齢者の自己決定の尊重と高齢者の権利擁護の推進に取り組みます。

○成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）

判断能力が低下した高齢者本人や本人の家族等が後見等開始の審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者に、報酬に要する費用を助成します。

○日常生活自立支援事業の活用

判断能力が十分でない高齢者等を対象に、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携するとともに、更なる制度の周知を図ります。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター養成講座受講者数 (平成20年度(2008年度)からの累計)	21,844人	27,000人
認知症カフェ登録数	21か所	30か所
認知症対応力向上研修実施回数	4回	5回
認知症の人の家族向け介護教室実施回数	7回	11回

※身上監護：

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方に代わり、介護保険サービスの利用契約や施設の入退所契約、費用の支払いなど生活や療養看護に関して代理で手続きなどを行うこと。

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる**施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続**

災害時に、高齢者等がそれまで過ごしていた場所で医療・介護サービスが継続して提供できるように、日頃から介護事業所等と連携し、それぞれの立場で災害への必要な体制の整備に努めます。

【主な取組】**①災害時における支援体制の強化**

平常時においては、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや物資の備蓄・調達状況についての確認を行い、災害に対する備えに努めます。

災害時においては、介護保険施設等と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づき、要配慮者避難施設の設置運営等ができるよう、迅速に要配慮者の安全・安心を確保する取組を進めます。

施策（２）情報公表制度の推進

市内にある介護サービス事業所の必要な情報をホームページを通じて収集できるように情報提供の仕組みを整備し、利用したいサービスや事業者の選択がより適切にできるように取り組みます。

【主な取組】**①事業者情報の公表**

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」の充実を図り、積極的な事業者情報の提供を行います。

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して送ることができるように、見守り支援等を兼ねた生活支援の充実に努めます。

【主な取組】**①緊急通報装置設置事業**

緊急事態のときに電話での連絡が困難と認められるひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、住居に緊急通報装置を設置します。

②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進

ひとり暮らし高齢者等が不測の事態に陥った場合、親族等への連絡が速やかに行えるように、緊急連絡先及び居住実態等の把握に引き続き取り組みます。また、関係機関と情報を共有し、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう見守り体制を構築していきます。

③高齢者食の自立支援サービス事業

低栄養の高齢者を対象に、配食を活用した食事の改善指導等を行い、自立した生活に必要な食の支援を行います。

施策（４）高齢者の居住の安定に係る施策

高齢者が安全で安心な生活を送るための住まいの確保については、大阪府との連携を図りながら、安全・安心な住環境に恵まれた住まいの情報提供に努めるとともに、高齢者がいつまでも生きがいのある生活を送るために、趣味活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加し、買い物などの日常的な外出も円滑にできるように、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」との連携を図り、Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）に参画し、高齢者に低家賃の住宅情報を提供するとともに、「空家等対策計画」に基づき、民間等の積極的な利活用を推進することで空家の活用に努める等、低所得高齢者の居住の安全確保を図ります。

【主な取組】

①高齢者世帯家賃助成事業

市営・府営住宅以外の賃貸住宅に居住し、収入や家賃等の一定の条件を満たす高齢者世帯に、家賃月額額の3分の1（上限5千円）を助成し、高齢者の居住の安定を図ります。

②シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が安心した生活を送ることができるように、生活援助員を配置しています。一方、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅数も増加傾向にあることから、高齢者の住環境の変化に注意し、高齢者の居住安定に努めます。

③高齢者の居住に関する情報提供

本市に所在する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者が安心

して暮らせる住まいに関する情報を提供します。

また、利用者が安全・安心な住環境で暮らせるように、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導及び助言等を行います。

④福祉のまちづくりの推進

高齢者に配慮したまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」、「バリアフリー基本構想」及び「居住マスタープラン」に基づき整備された、建築物や施設、歩道や住宅等のバリアフリーに関する情報の発信に努めます。

施策（５）高齢者が安心して暮らせるためのＩＣＴの活用推進

コロナ禍において、外出自粛等から、高齢者の閉じこもりによる生活不活発や身体機能、認知機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、高齢者のＩＣＴ機器の活用推進に取り組み、身体機能・認知機能の低下防止、コミュニケーションツールを使用した見守り、情報格差の解消等を図ります。

【主な取組】

①高齢者のＩＣＴ活用の推進

ＩＣＴ活用により、コミュニティデイハウスにおける利用者の見守りや、利用者との相互コミュニケーションの活発化等を図るとともに、コミュニティデイハウスを通じて介護予防に関する情報の配信に取り組みます。また、高齢者がインターネット等に慣れ親しみ使用していく機運を醸成します。

施策（６）感染症対策に係る体制整備

感染症発生時に備え、日頃から介護事業所や関係部局等と連携を図り、研修等での情報共有・資材の確保・体制の整備に努める必要があります。また、感染症対策の基礎知識がない関係者を中心に、研修等による知識の向上を目指します。

【主な取組】

①感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施

平時からの事前準備として、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するため、必要な物資の備蓄等の確認や感染症に対する研修の充実、発生時に備えた人材確保策を講じていきます。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
要配慮者避難施設数	62か所	65か所
いばらき ほっとナビ アクセス件数（月平均）	7,241件	10,000件
I C T活用を進めているコミュニティデイハウス数	—	15か所

基本目標6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）介護保険制度の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるように、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。また、利用者が必要なサービスを選択できるように、情報提供や相談支援の充実に努めます。

さらに、介護従事者の育成・定着に向けた支援に努め、安心して質の高いサービスを提供します。

【主な取組】

①充実したサービス提供のための施設整備

高齢者が、要介護度が重くなっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、地域密着型施設の整備を進めます。とりわけ、在宅での療養生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護（看護を含む）の利用促進に向けた取組を進めます。

②介護保険サービスに対する相談体制の充実

介護サービス相談員※が市内の介護保険施設等を訪問し、利用者やその家族の相談に応じて疑問や不満、不安の解消を図るとともに、利用者と事業者との橋渡しをすることで介護サービスの質の向上や自立した日常生活の実現を図ります。

③共生型サービスの取組

高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための共生型サービスの参入に向けた取組を検討します。

④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等

本市に指定・指導権限のある地域密着型サービス及び居宅サービスについては、サービス提供事業者に対する実地指導等を実施し、利用者に適正なサービスが提供されるように指導、助言等を行います。

また、適切なケアマネジメントに基づき、質の高いサービスが提供できるように地域包括支援センターとともに介護支援専門員の活動を支援します。茨木市高齢者

※介護サービス相談員：

令和3年（2021年）4月より介護相談員を改称。介護保険施設等を定期的に訪問し、サービス利用者と家族の日常的な不平・不満や疑問の解消に向けて相談に応じるとともに、施設と協議しながら、問題点の解決に努める人。

サービス事業所連絡会に対し、制度改正等の情報提供や意見交換を行うなど、活動が円滑に行えるように支援します。

⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保

茨木市高齢者サービス事業所連絡会などの関係機関との連携により、介護職のイメージアップ及び介護従事者の育成・定着に向けた支援に努めます。また、専門職以外の人材参入により、介護現場の負担軽減を図る取組を実施します。さらに、ボランティアポイント制度（シニアいきいき活動ポイント事業）を引き続き実施し、高齢者が介護事業所等でボランティア活動を行うことを支援します。

施策（２）介護給付適正化事業の推進（介護給付適正化計画）

国の指針及び大阪府の介護給付適正化計画を踏まえ、主要５事業を引き続き実施し、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保と費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

【主な取組】

①要介護認定の適正化

認定調査については、公平公正で客観的かつ正確に行い、介護の手間を適正に評価する上で必要な情報を特記事項に分かりやすく記載が行えているか点検を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

②ケアプランの点検

ケアプランの内容確認、自己点検シートを使った介護支援専門員による自主点検及び保険者評価、介護支援専門員への講習会の開催等を一体的に実施し、過不足のない適切な介護サービスの提供を推進します。また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検も実施します。

③住宅改修・福祉用具貸与等の点検

住宅改修を必要とする利用者宅の実態把握や工事見積書の点検を行い、必要に応じて理学療法士等の専門職による協力を得て、現地調査を行うなど適正な改修の支援に努めます。また、福祉用具貸与等についても、妥当性や利用者の身体状況に即したものであるかを確認していくことでサービスの適正化に努めます。

④医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との点検は、国民健康保険団体連合会から提供される利用者の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、重複請求が行われないよう確認します。縦覧点検については、利用者ごとに、複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見することで、過誤処理等の適切な対応を行います。

⑤介護給付費通知

介護保険サービスの利用状況を利用者に通知し、サービス内容や回数について利用者自らが確認できる機会を提供できるように努めます。また、サービス利用状況に誤りがないかを確認してもらうことにより、適切な介護給付につなげていきます。

施策の指標	目標値			目標とする 数値の根拠
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
要介護認定の適正化	10,400件 (100%)	10,700件 (100%)	11,000件 (100%)	介護認定審査会対象全件
ケアプランの点検	26事業所 (200件)	26事業所 (200件)	26事業所 (200件)	市内居宅介護支援事業所数 (ケアプラン数)
住宅改修の点検	36件	36件	36件	月3件×12月
福祉用具貸与等の点検	1回	1回	1回	年1回
医療情報との突合	12回	12回	12回	月1回×12月
縦覧点検	12回	12回	12回	月1回×12月
介護給付費通知	2回	2回	2回	年2回
給付実績の活用	1回	1回	1回	年1回

施策（3）在宅療養の推進

高齢化が進む中で、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療を担う診療所、病院、薬局、訪問看護事業所、介護関係者などが、それぞれの役割や機能を分担し、相互に連携することが重要となります。

変化する現状の課題を整理しつつ、在宅療養の推進に取り組みます。

【主な取組】

①地域の医療・介護資源の把握

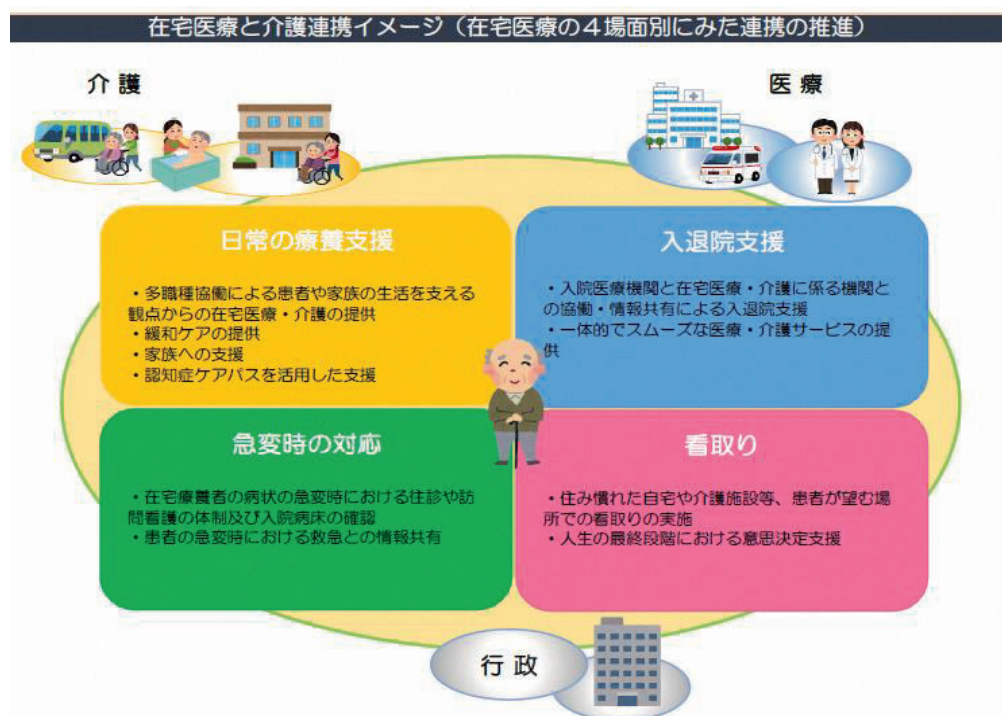
引き続き、地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集し、「いばらき ほっとナビ」に掲載し、情報の共有・活用を図ります。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、将来人口動態や地域特性に応じたニーズなどを分析し、在宅医療・介護連携推進連絡会において、対応策の検討を行います。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医療と介護の連携した対応が求められる在宅療養生活の4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）において、切れ目のない医療・介護連携の体制を整備します。



資料：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.3」（令和2年（2020年）9月）

④在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談、連携調整、情報提供等の支援を行います。

⑤地域住民への普及啓発

住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、在宅医療・在宅ケア等についての専門職の説明や自分らしい暮らしを続けるための「人生設計」をキーワードとした啓発を実施します。

⑥医療・介護関係者の情報共有の支援

各医療機関が入退院時に使用している既存の情報共有ツールについて、その活用状況を把握し、どの専門職でも理解しやすく変更し、在宅での看取りに活用できるツールの作成を支援します。

⑦医療・介護関係者の研修

地域ケア会議を含むあらゆる機会を活用し、多職種の相互理解や連携、スキルアップに関する研修への支援を実施します。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
医療ニーズの高い利用者の受入体制	44.5%(*1)	50.0%
看取りの体制の整備状況	46.1%(*2)	50.0%

* 1 市内で介護保険サービスを提供している172事業者（有効回答128事業者）を対象に行った

「令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査」より

* 2 市内で介護保険サービスを提供している172事業者（有効回答128事業者）を対象に行った

「令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査」より

（看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること）

第3節 介護給付サービス等の見込み量

1 各年度の介護給付サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス量算出手順の概要

介護保険サービスの見込量は、平成30年度（2018年度）以降の介護保険サービスの利用実績をもとに高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向等を考慮し、国の示す手順に沿って算出しています。

また、大阪府医療計画との整合性による介護施設・在宅サービスの増大や、介護離職者をなくすための介護サービス量の確保も考慮し、推計を行いました。

(2) 介護給付サービス量の見込み

①高齢者人口の推計

今後の総人口及び高齢者人口を推計すると、第8期計画期間最終年度の令和5年度（2023年度）には、総人口283,973人、高齢者人口69,868人（高齢化率24.6%）、後期高齢者人口40,178人（後期高齢化率14.1%）になると見込まれます。

なお、参考値として令和7年度（2025年度）と令和22年度（2040年度）についても推計しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	283,805人	283,861人	283,917人	283,973人	284,085人	271,829人
40～64歳	95,445人	95,722人	95,999人	96,276人	96,832人	80,205人
65～69歳	16,208人	15,706人	15,205人	14,704人	13,699人	22,497人
70～74歳	17,488人	16,654人	15,821人	14,986人	13,317人	16,225人
75～79歳	15,546人	16,037人	16,529人	17,019人	18,003人	13,684人
80～84歳	10,175人	10,704人	11,233人	11,764人	12,824人	9,938人
85～89歳	6,086人	6,437人	6,787人	7,138人	7,840人	9,268人
90歳以上	3,443人	3,715人	3,985人	4,257人	4,800人	10,636人
40歳以上	164,391人 57.9%	164,975人 58.1%	165,559人 58.3%	166,144人 58.5%	167,315人 58.9%	162,453人 59.8%
65歳以上	68,946人 24.3%	69,253人 24.4%	69,560人 24.5%	69,868人 24.6%	70,483人 24.8%	82,248人 30.3%
75歳以上	35,250人 12.4%	36,893人 13.0%	38,534人 13.6%	40,178人 14.1%	43,467人 15.3%	43,526人 16.0%

* 各年9月30日時点〔令和2年度（2020年度）は実績（住民基本台帳）〕

②要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数を推計すると、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加し、令和5年度（2023年度）には、13,653人になると見込まれます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,669人	1,730人	1,791人	1,918人	2,119人
要支援2	1,604人	1,667人	1,729人	1,854人	2,213人
要介護1	2,890人	3,017人	3,142人	3,394人	4,339人
要介護2	2,184人	2,274人	2,366人	2,550人	3,313人
要介護3	1,731人	1,809人	1,886人	2,044人	2,805人
要介護4	1,428人	1,492人	1,556人	1,683人	2,408人
要介護5	1,091人	1,136人	1,183人	1,274人	1,773人
合 計	12,597人	13,125人	13,653人	14,717人	18,970人
うち1号被保険者 (対65歳以上人口比)	12,368人 17.9%	12,896人 18.5%	13,424人 19.2%	14,487人 20.6%	18,778人 22.8%
うち2号被保険者	229人	229人	229人	230人	192人

* 各年度9月30日時点

③認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数の推計に応じて、今後の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数も増加すると見込まれます。

	令和3年度 (2022年度)	令和4年度 (2023年度)	令和5年度 (2025年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	267人	278人	288人	308人	339人
(認定者数に占める割合)	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%
要支援2	240人	250人	259人	277人	332人
(認定者数に占める割合)	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%
要介護1・2	2,925人	3,054人	3,177人	3,429人	4,408人
(認定者数に占める割合)	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%
要介護3～5	3,455人	3,612人	3,756人	4,063人	5,681人
(認定者数に占める割合)	81.5%	81.6%	81.4%	81.5%	81.5%

* 各年度9月30日時点

④施設・居住系サービス利用者の見込み

施設・居住系サービス利用者数の実績等に、令和22年度（2040年度）までの施設整備計画を踏まえて、令和5年度（2023年度）まで及び令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）の施設・居住系サービスの見込量を推計すると、次のようになっています。

■施設利用者数等の将来推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
施設利用者	1,488人	1,523人	1,558人	1,815人	2,439人
施設利用者のうち 要介護4・5の人数	914人	950人	979人	1,117人	1,520人
施設利用者のうち 要介護4・5の割合	61.4%	62.4%	62.8%	61.5%	62.3%
居住系サービス利用者	707人	743人	784人	845人	1,065人
施設・居住系サービス 利用者	2,195人	2,266人	2,342人	2,660人	3,504人
要介護2～5の要介護者	6,434人	6,711人	6,991人	7,551人	10,299人
要介護2～5に対する 施設・居住系サービスの 利用者の割合	34.1%	33.8%	33.5%	35.2%	34.0%

■施設・居住系サービス利用者将来推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	707人	722人	737人	864人	1,204人
介護老人保健施設	611人	626人	641人	751人	1,031人
介護療養型医療施設 からの転換分	0人	0人	0人	0人	0人
介護医療院	3人	5人	7人	7人	8人
介護療養型医療施設	4人	3人	3人	—	—
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	163人	167人	170人	193人	196人
認知症対応型共同生活 介護	178人	205人	223人	225人	246人
特定施設入居者生活介護	459人	466人	486人	539人	726人
介護予防認知症対応型 共同生活介護	1人	1人	1人	2人	3人
介護予防特定施設入居者 生活介護	69人	71人	74人	79人	90人
合 計	2,195人	2,266人	2,342人	2,660人	3,504人

■住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（施設定員数）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
住宅型有料老人ホーム	1,109人	1,241人	1,373人	1,637人	3,617人
サービス付き高齢者向け 住宅	889人	986人	1,083人	1,180人	2,732人

住宅型有料老人ホームは、介護が必要となった場合に、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら有料老人ホームの居室での生活が継続できます。

サービス付き高齢者向け住宅は、一般的な賃貸住宅に近い自立的な生活を送ることができる住宅です。安否確認や生活相談により、いざというときには、適切な対応・サービスが受けられます。

○居宅サービス等の必要量の見込み

第7期計画期間における実績等をもとに介護予防給付及び介護給付サービス等の必要量を試算すると、次のとおりです。サービス等の必要量の見込みに当たっては、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの設置状況等を踏まえて算出しています。

■介護予防給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回	0回
	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	29,160回	29,837回	30,515回	34,532回	40,054回
	3,288人	3,336人	3,420人	3,864人	4,476人
介護予防訪問 リハビリテーション	2,689回	2,882回	2,948回	3,031回	3,593回
	228人	252人	252人	264人	312人
介護予防居宅療養管理指導	1,944人	2,040人	2,208人	2,244人	2,556人
介護予防通所 リハビリテーション	1,284人	1,356人	1,404人	1,500人	1,740人
介護予防短期入所 生活介護	568日	637日	707日	641日	780日
	96人	108人	120人	108人	132人
介護予防短期入所 療養介護	24日	48日	72日	84日	96日
	12人	12人	12人	12人	12人
介護予防福祉用具貸与	13,884人	14,652人	15,408人	16,524人	19,152人
特定介護予防福祉用具購入	348人	360人	372人	396人	468人
介護予防住宅改修	384人	408人	432人	444人	504人
介護予防特定施設入居者 生活介護	828人	852人	888人	948人	1,080人
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	474回	492回	510回	510回	731回
	60人	60人	60人	60人	84人
介護予防小規模多機能型 居宅介護	504人	528人	552人	576人	660人
介護予防認知症対応型 共同生活介護	12人	12人	12人	24人	36人
介護予防支援	17,796人	17,880人	18,744人	21,120人	24,384人

■介護給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス					
訪問介護	1,238,761回	1,263,197回	1,287,257回	1,477,342回	2,067,977回
	31,548人	30,996人	30,120人	35,868人	48,612人
訪問入浴介護	4,212回	4,415回	4,568回	4,764回	6,710回
	684人	720人	744人	780人	1,104人
訪問看護	215,587回	220,620回	224,780回	264,212回	359,569回
	20,640人	20,868人	21,132人	24,780人	33,552人
訪問リハビリテーション	21,028回	22,781回	24,054回	25,254回	34,582回
	1,764人	1,908人	2,016人	2,112人	2,904人
居宅療養管理指導	27,876人	28,344人	28,848人	33,708人	46,356人
通所介護	265,135回	276,490回	294,584回	319,850回	431,767回
	26,748人	27,672人	29,508人	32,184人	43,224人
通所リハビリテーション	44,089回	46,187回	48,100回	51,120回	68,360回
	5,652人	6,024人	6,384人	6,792人	9,060人
短期入所生活介護	50,429日	51,517日	54,205日	56,297日	78,974日
	4,824人	4,980人	5,220人	5,448人	7,560人
短期入所療養介護	5,663日	6,137日	6,378日	6,434日	8,971日
	780人	840人	876人	900人	1,236人
福祉用具貸与	51,012人	54,756人	58,236人	61,536人	83,100人
特定福祉用具購入	744人	780人	792人	840人	1,140人
住宅改修	636人	660人	672人	720人	1,008人
特定施設入居者生活介護	5,508人	5,592人	5,832人	6,468人	8,712人
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	900人	900人	852人	1,056人	1,428人
夜間対応型訪問介護	60人	60人	60人	60人	96人
地域密着型通所介護	98,040回	103,622回	110,390回	119,732回	157,957回
	11,604人	12,180人	13,008人	14,124人	18,588人
認知症対応型通所介護	24,250回	25,346回	26,412回	27,676回	38,112回
	2,232人	2,388人	2,496人	2,628人	3,576人
小規模多機能型居宅介護	2,136人	2,124人	2,124人	2,532人	3,444人
認知症対応型共同生活介護	2,136人	2,460人	2,676人	2,700人	2,952人
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	1,956人	2,004人	2,040人	2,316人	2,352人
看護小規模多機能型居宅 介護	420人	456人	468人	480人	696人
居宅介護支援	73,512人	78,084人	82,728人	87,792人	117,384人

○地域密着型サービス整備箇所必要量の見込み

第8期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の施設整備によるサービス量確保を図ります。

■小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	2か所	0か所	0か所	0か所
東	4か所	0か所	1か所	0か所
西	4か所	0か所	0か所	1か所
中央	2か所	0か所	0か所	0か所
南	4か所	1か所	0か所	0か所
合 計	16か所	1か所	1か所	1か所

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	3か所 27人	0（3）か所 0（27）人	0（3）か所 0（27）人	0（3）か所 0（27）人
東	4か所 45人	0（4）か所 0（45）人	1（5）か所 18（63）人	0（5）か所 0（63）人
西	3か所 36人	1（4）か所 18（54）人	0（4）か所 0（54）人	0（4）か所 0（54）人
中央	2か所 26人	0（2）か所 0（26）人	0（2）か所 0（26）人	1（3）か所 18（44）人
南	2か所 36人	1（3）か所 18（54）人	0（3）か所 0（54）人	0（3）か所 0（54）人
合 計	14か所 170人	2（16）か所 36（206）人	1（17）か所 18（224）人	1（18）か所 18（242）人
必要利用定員総数 (介護予防除く)		206人	224人	242人

*（ ）内は累計

認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	0か所 0人	1(1)か所 29(29)人	0(1)か所 0(29)人	0(1)か所 0(29)人
東	2か所 58人	0(2)か所 0(58)人	0(2)か所 0(58)人	0(2)か所 0(58)人
西	2か所 47人	0(2)か所 0(47)人	0(2)か所 0(47)人	0(2)か所 0(47)人
中央	0か所 0人	0(0)か所 0(0)人	0(0)か所 0(0)人	0(0)か所 0(0)人
南	1か所 29人	1(2)か所 29(58)人	0(2)か所 0(58)人	0(2)か所 0(58)人
合 計	5か所 134人	2(7)か所 58(192)人	0(7)か所 0(192)人	0(7)か所 0(192)人
必要利用定員総数 (介護予防除く)		192人	192人	192人

* () 内は累計

入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■計画期間内における整備箇所数

圏域	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護
北	—	—	— (5か所)	— (2か所)	— (3か所)	1か所
東	—	—	— (1か所)	1か所 (4か所)	1か所 (4か所)	— (2か所)
西	—	—	— (4か所)	1か所 (4か所)	1か所 (3か所)	— (2か所)
中央	— (2か所)	— (1か所)	— (2か所)	— (2か所)	1か所 (2か所)	—
南	—	—	— (1か所)	1か所 (4か所)	1か所 (2か所)	1か所 (1か所)
合 計	— (2か所)	— (1か所)	— (13か所)	3か所 (16か所)	4か所 (14か所)	2か所 (5か所)

* () 内は整備済数

サービス整備圏域内での整備が困難な場合は、サービスの提供がされることを優先し、必ずしも圏域にこだわらず、他の圏域での整備も含めた柔軟な整備に努めます。

また、整備にあたっては、質の高いサービスを提供するため、地域密着型サービスの事業者を公募により選定します。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、必要利用定員を定めておらず、サービス必要量を見込んでいません。

○地域支援事業の見込み

地域支援事業費については、事業実績に対して直近3か年の高齢者人口の伸び率を乗じた値を上限として見込むこととされており、それをもとに事業量を試算すると、次のとおりです。

■介護予防・日常生活支援総合事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問型サービス	13,762人	14,285人	14,819人	15,602人	22,933人
通所型サービス	14,254人	14,683人	15,103人	15,882人	23,276人
その他支援サービス（配食）	0人	186人	173人	173人	173人
介護予防ケアマネジメント	14,436人	14,813人	15,201人	16,002人	23,517人
高額介護予防サービス費相当事業	721人	783人	824人	1,236人	2,060人
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	100人	100人	100人	133人	267人
一般介護予防事業					
介護予防把握事業	0回	0回	0回	0回	0回
介護予防普及啓発事業	888回	888回	888回	888回	888回
地域介護予防活動支援事業	5,759回	5,772回	6,075回	6,557回	6,813回
一般介護予防事業評価事業	0回	1回	1回	1回	1回
地域リハビリテーション活動支援事業	300回	370回	440回	440回	440回

* 年間の見込数

* 対象者の弾力化については、実施した場合も影響が限定的であるため、見込み量には反映していません。

■包括的支援事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター運営事業					
センター設置	12か所	14か所	14か所	14か所	14か所
地域ケア会議	60回	70回	70回	70回	70回
在宅医療・介護連携推進事業					
事業項目	7事業	7事業	7事業	7事業	7事業
認知症総合支援事業					
認知症初期集中支援推進事業					
認知症初期集中支援チーム設置	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム	1チーム
認知症地域支援・ケア向上事業					
認知症地域支援推進員配置	2人	2人	2人	2人	2人
認知症カフェ普及	21か所	24か所	27か所	32か所	32か所
生活支援体制整備事業					
協議体の設置数	6か所	19か所	32か所	32か所	32か所

■任意事業の目標量

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付適正化事業		5事業	5事業	5事業	5事業	5事業
家族介護支援事業						
認知症高齢者見守り事業		220人	280人	350人	490人	1,540人
高齢者紙おむつ等支給事業		250人	260人	260人	260人	260人
高齢者ごいっしょサービス事業		59人	62人	65人	72人	150人
その他事業						
成年後見制度利用 支援事業	利用支援	35件	37件	40件	48件	70件
	報酬助成	56件	71件	87件	117件	150件
認知症サポーター等養成事業		23,500人	25,000人	27,000人	31,000人	61,000人
地域自立生活支援事業		255人	201人	160人	160人	160人
介護サービス相談員派遣事業 (派遣先)		41か所	43か所	45か所	47か所	49か所

(3) 介護保険給付費及び地域支援事業費の推計結果

■ 介護予防給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防訪問看護	107,903,000円	109,963,000円	112,354,000円	127,553,000円	148,322,000円
介護予防訪問 リハビリテーション	6,920,000円	7,381,000円	7,599,000円	7,792,000円	9,252,000円
介護予防居宅療養 管理指導	20,035,000円	21,078,000円	22,960,000円	23,148,000円	26,494,000円
介護予防通所 リハビリテーション	42,209,000円	44,474,000円	45,969,000円	49,195,000円	57,618,000円
介護予防短期入所 生活介護	2,098,000円	2,383,000円	2,667,000円	2,325,000円	2,893,000円
介護予防短期入所 療養介護	174,000円	347,000円	521,000円	608,000円	695,000円
介護予防福祉用具貸与	73,208,000円	77,244,000円	81,202,000円	87,084,000円	101,216,000円
特定介護予防福祉用具 購入	7,201,000円	7,354,000円	7,508,000円	8,207,000円	9,914,000円
介護予防住宅改修	27,320,000円	29,086,000円	30,851,000円	31,641,000円	35,962,000円
介護予防特定施設 入居者生活介護	58,660,000円	60,515,000円	63,002,000円	67,312,000円	77,579,000円
小 計	345,728,000円	359,825,000円	374,633,000円	404,865,000円	469,945,000円
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	2,798,000円	2,906,000円	3,012,000円	3,012,000円	4,316,000円
介護予防小規模多機能 型居宅介護	30,868,000円	32,393,000円	33,510,000円	35,408,000円	40,882,000円
介護予防認知症対応型 共同生活介護	3,521,000円	3,523,000円	3,523,000円	7,047,000円	10,570,000円
小 計	37,187,000円	38,822,000円	40,045,000円	45,467,000円	55,768,000円
介護予防支援	82,507,000円	83,075,000円	87,002,000円	97,912,000円	113,197,000円
合 計	465,422,000円	481,722,000円	501,680,000円	548,244,000円	638,910,000円

■介護給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス					
訪問介護	3,381,275,000円	3,448,786,000円	3,517,779,000円	4,034,625,000円	5,648,525,000円
訪問入浴介護	58,264,000円	61,114,000円	63,273,000円	65,890,000円	93,119,000円
訪問看護	932,337,000円	951,020,000円	970,125,000円	1,141,498,000円	1,560,993,000円
訪問リハビリテーション	57,450,000円	61,947,000円	65,584,000円	68,545,000円	94,646,000円
居宅療養管理指導	439,359,000円	448,225,000円	457,052,000円	531,702,000円	733,906,000円
通所介護	1,941,553,000円	2,039,561,000円	2,174,351,000円	2,345,173,000円	3,189,513,000円
通所リハビリテーション	410,898,000円	428,455,000円	446,661,000円	471,753,000円	639,343,000円
短期入所生活介護	483,518,000円	494,832,000円	521,089,000円	539,722,000円	761,020,000円
短期入所療養介護	59,193,000円	64,966,000円	67,855,000円	67,859,000円	95,455,000円
福祉用具貸与	674,511,000円	725,980,000円	774,826,000円	812,038,000円	1,116,549,000円
特定福祉用具購入	25,374,000円	26,516,000円	27,101,000円	28,539,000円	38,967,000円
住宅改修	48,850,000円	50,619,000円	51,885,000円	55,110,000円	77,542,000円
特定施設入居者生活介護	1,065,560,000円	1,087,345,000円	1,133,664,000円	1,252,022,000円	1,695,433,000円
小 計	9,578,142,000円	9,889,366,000円	10,271,245,000円	11,414,476,000円	15,745,011,000円
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	165,763,000円	169,271,000円	172,329,000円	193,308,000円	267,672,000円
夜間対応型訪問介護	3,002,000円	3,004,000円	3,004,000円	3,004,000円	4,778,000円
地域密着型通所介護	711,023,000円	753,445,000円	798,642,000円	860,817,000円	1,145,932,000円
認知症対応型通所介護	317,940,000円	334,770,000円	351,295,000円	366,857,000円	510,459,000円
小規模多機能型居宅介護	547,900,000円	558,948,000円	569,957,000円	650,676,000円	902,492,000円
認知症対応型共同生活介護	472,606,000円	548,760,000円	597,972,000円	602,321,000円	655,968,000円
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0円	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	414,642,000円	426,406,000円	434,913,000円	483,706,000円	494,388,000円
看護小規模多機能型 居宅介護	160,477,000円	174,692,000円	179,909,000円	183,986,000円	267,632,000円
小 計	2,793,353,000円	2,969,296,000円	3,108,021,000円	3,344,675,000円	4,249,321,000円
居宅介護支援	1,086,630,000円	1,155,642,000円	1,225,201,000円	1,297,516,000円	1,742,660,000円
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,338,670,000円	2,391,571,000円	2,443,727,000円	2,861,352,000円	3,994,731,000円
介護老人保健施設	2,152,549,000円	2,209,544,000円	2,266,315,000円	2,647,448,000円	3,644,345,000円
介護医療院	16,692,000円	27,835,000円	38,969,000円	38,969,000円	44,536,000円
介護療養型医療施設	15,092,000円	10,634,000円	10,634,000円	—	—
小 計	4,523,003,000円	4,639,584,000円	4,759,645,000円	5,547,769,000円	7,683,612,000円
合 計	17,981,128,000円	18,653,888,000円	19,364,112,000円	21,604,436,000円	29,420,604,000円

■総給付費

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	17,981,128,000円	18,653,888,000円	19,364,112,000円	21,604,436,000円	29,420,604,000円
介護予防給付費	465,422,000円	481,722,000円	501,680,000円	548,244,000円	638,910,000円
合 計	18,446,550,000円	19,135,610,000円	19,865,792,000円	22,152,680,000円	30,059,514,000円

■標準給付費

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	18,446,550,000円	19,135,610,000円	19,865,792,000円	22,152,680,000円	30,059,514,000円
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	▲99,322,161円	▲157,043,540円	▲167,344,900円	▲178,000,836円	▲216,247,717円
特定入所者介護サービス費 給付額	412,002,000円	422,000,000円	438,540,722円	472,716,899円	609,325,240円
高額介護サービス費 給付額	536,232,000円	595,000,000円	661,000,000円	688,000,000円	751,000,000円
高額医療合算介護サービス 費給付額	95,000,000円	105,916,000円	124,028,000円	135,000,000円	202,000,000円
算定対象審査支払手数料	17,999,984円	20,606,988円	23,512,992円	29,325,000円	32,775,000円
審査支払手数料支払件数	391,304件	447,978件	511,152件	637,500件	712,500件
合 計	19,408,461,823円	20,122,089,448円	20,945,528,814円	23,299,721,063円	31,438,366,523円

■地域支援事業

＜介護予防・日常生活支援総合事業の事業費＞

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問型サービス	205,047,000円	211,494,000円	218,107,000円	229,600,000円	337,434,000円
通所型サービス	424,669,000円	452,445,000円	470,133,000円	490,183,000円	656,900,000円
その他支援サービス（配食）	0円	7,894,000円	7,341,000円	7,341,000円	7,341,000円
介護予防ケアマネジメント事業	65,874,000円	67,593,000円	69,356,000円	73,011,000円	107,306,000円
高額介護予防サービス費相当事業	1,750,000円	1,900,000円	2,000,000円	3,000,000円	5,000,000円
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	2,000,000円	4,000,000円
総合事業事務事業	17,289,000円	17,626,000円	17,726,000円	18,000,000円	20,000,000円
小 計	716,129,000円	760,452,000円	786,163,000円	823,135,000円	1,137,981,000円
一般介護予防事業					
介護予防把握事業	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防普及啓発事業	16,389,000円	17,229,000円	16,389,000円	17,229,000円	16,389,000円
地域介護予防活動支援事業	67,377,000円	70,806,000円	70,544,000円	74,544,000円	75,544,000円
一般介護予防事業評価事業	0円	4,075,000円	75,000円	4,075,000円	4,075,000円
地域リハビリテーション活動支援事業	2,896,000円	3,536,000円	4,145,000円	4,145,000円	4,145,000円
小 計	86,662,000円	95,646,000円	91,153,000円	99,993,000円	100,153,000円
合 計	802,791,000円	856,098,000円	877,316,000円	923,128,000円	1,238,134,000円

＜包括的支援事業の事業費＞

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター 運営事業	270,929,000円	282,533,000円	274,889,000円	279,089,000円	304,089,000円
地域ケア会議の充実	15,239,000円	17,047,000円	17,047,000円	17,047,000円	17,047,000円
在宅医療・介護連携推進事業	7,508,000円	7,129,000円	7,129,000円	7,129,000円	7,129,000円
認知症総合支援事業	21,056,000円	21,688,450円	21,791,700円	26,791,700円	26,791,700円
生活支援体制整備事業	4,105,000円	12,551,000円	20,551,000円	20,551,000円	20,551,000円
合 計	318,837,000円	340,948,450円	341,407,700円	350,607,700円	375,607,700円

＜任意事業の事業費＞

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付適正化事業	25,465,000円	22,224,000円	22,224,000円	22,224,000円	22,224,000円
家族介護支援事業					
高齢者紙おむつ等支給事業	11,860,000円	12,360,000円	12,360,000円	12,360,000円	12,360,000円
高齢者ごいっしょサービス 事業	805,000円	849,000円	895,000円	983,000円	2,012,000円
小 計	12,665,000円	13,209,000円	13,255,000円	13,343,000円	14,372,000円
その他事業					
成年後見制度利用支援事業	14,658,000円	18,444,000円	21,424,000円	31,012,000円	40,699,000円
認知症対応型共同生活介護 事業所の家賃等助成事業	6,750,000円	6,750,000円	6,750,000円	6,750,000円	6,750,000円
地域自立生活支援事業	19,156,000円	10,119,000円	8,309,000円	8,309,000円	8,309,000円
介護相談員派遣事業	3,697,000円	3,697,000円	3,697,000円	3,697,000円	3,697,000円
小 計	44,261,000円	39,010,000円	40,180,000円	49,768,000円	59,455,000円
合 計	82,391,000円	74,443,000円	75,659,000円	85,335,000円	96,051,000円

■標準給付費及び地域支援事業費合計見込み額

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費	19,408,461,823円	20,122,089,448円	20,945,528,814円	23,299,721,063円	31,438,366,523円
地域支援事業費	1,204,019,000円	1,271,489,450円	1,294,382,700円	1,359,070,700円	1,709,792,700円
合 計	20,612,480,823円	21,393,578,898円	22,239,911,514円	24,658,791,763円	33,148,159,223円

介護給付費等の算出手順の概要は、以下のとおりです。

①実績及び推計方法の設定

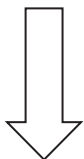
推計に用いる各種実績データの確認・設定を行います。



- 総人口、被保険者数の実績の確認
- 人口の実績値と年度ごとの推移から、将来人口を推計
- 給付量等の将来推計に用いる実績値と変化量の設定

②認定者数

要介護（支援）認定者数を推計します。



- 認定者数の実績値及び認定者数の年度ごとの推移から、将来の要介護（支援）認定者数を推計

③施設・居住系サービス

施設・居住系サービス利用者数等を推計します。



- 施設・居住系サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、施設・居住系サービスの利用者数・給付量等を推計（大阪府医療計画との整合による施設整備や介護離職をなくすための施設整備を含む）

④在宅サービス

在宅サービス利用者数（及び利用回数・利用日数）等を推計します。



- 在宅サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、在宅サービスの利用者数・給付量等を推計

⑤地域支援事業費等

地域支援事業費等、その他必要となるサービス給付量・費用等を推計します。



- 地域支援事業費（介護予防費や地域包括支援センター委託料等）、高額介護サービス費等について、実績値及び年度ごとの推移から、各サービスの給付量、費用等を推計

⑥保険料額の算定

所得段階別の第1号被保険者数を推計し、保険料収納率等を設定した上で、保険料額を算定します。

2 介護保険料基準額の算定

(1) 保険料段階の設定と介護保険被保険者数の推計

被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定します。なお、第7期と同様、低所得者の負担を軽減するため、第1段階から第3段階の方を対象に公費の投入による保険料率の引き下げを引き続き行います。

平成30年度（2018年度）～ 令和2年度（2020年度）	保険料率		令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）	保険料率
第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50 (0.30)*	→	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50 (0.30)
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70 (0.45)*	→	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70 (0.45)
第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75 (0.70)*	→	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75 (0.70)
第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90	→	第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90
第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00	→	第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00
第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.15	→	第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.15
第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	1.25	→	第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	1.25
第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上200万円未満	1.35	→	第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上210万円未満	1.35
第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額200万円以上290万円未満	1.50	→	第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額210万円以上290万円未満	1.50
第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上300万円未満	1.60	→	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上320万円未満	1.60
第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額300万円以上400万円未満	1.65	→	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円以上400万円未満	1.65
第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80	→	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80
第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	1.90	→	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	2.00
第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.10	→	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.20

* 令和2年度（2020年度）の保険料率です。

また、各所得区分別割合に各年度の人口推計値を乗じ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の保険料段階別の第1号被保険者を推計すると次のとおりとなります。

保険料段階		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	保険料率
第1号被保険者	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	11,744人	11,796人	11,848人	0.50 (0.30)
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	5,289人	5,312人	5,336人	0.70 (0.45)
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	5,277人	5,301人	5,324人	0.75 (0.70)
	第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	8,959人	8,998人	9,038人	0.90
	第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	8,368人	8,405人	8,442人	1.00
	第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	8,326人	8,363人	8,400人	1.15
	第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	9,458人	9,500人	9,542人	1.25
	第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上210万円未満	1,652人	1,659人	1,667人	1.35
	第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額210万円以上290万円未満	4,171人	4,189人	4,208人	1.50
	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上320万円未満	889人	893人	897人	1.60
	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円以上400万円未満	1,603人	1,611人	1,618人	1.65
	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1,560人	1,567人	1,574人	1.80
	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	952人	956人	960人	2.00
	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	1,005人	1,010人	1,014人	2.20
合 計		69,253人	69,560人	69,868人	
第2号被保険者		95,722人	95,999人	96,276人	

* 課税年金収入額：老齢退職年金等の課税対象となる年金の収入額です。遺族年金・障害年金などの非課税年金の収入については含まれません。

* 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。（長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金等に係る雑所得（第1～5段階のみ）を控除しています。また、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額です。）

(2) 介護保険料基準額の算定

介護給付費準備基金を今後3年間で6億円取り崩すことにより、基準額の抑制を図ります。

■算定基準・方法

主な算定項目	備考
(1) 標準給付費及び地域支援事業費合計	総給付費＋特定入所者介護サービス費＋高額介護サービス費 ＋高額医療合算介護サービス費＋算定対象審査支払手数料 ＋地域支援事業費
(2) 所得段階別加入者割合補正後被保険者数	第1号被保険者数×第1段階加入者割合(17.0%)×0.50 ＋第1号被保険者数×第2段階加入者割合(7.6%)×0.70 ＋第1号被保険者数×第3段階加入者割合(7.6%)×0.75 ＋第1号被保険者数×第4段階加入者割合(12.9%)×0.90 ＋第1号被保険者数×第5段階加入者割合(12.1%)×1.00 ＋第1号被保険者数×第6段階加入者割合(12.0%)×1.15 ＋第1号被保険者数×第7段階加入者割合(13.7%)×1.25 ＋第1号被保険者数×第8段階加入者割合(2.4%)×1.35 ＋第1号被保険者数×第9段階加入者割合(6.0%)×1.50 ＋第1号被保険者数×第10段階加入者割合(1.3%)×1.60 ＋第1号被保険者数×第11段階加入者割合(2.3%)×1.65 ＋第1号被保険者数×第12段階加入者割合(2.3%)×1.80 ＋第1号被保険者数×第13段階加入者割合(1.4%)×2.00 ＋第1号被保険者数×第14段階加入者割合(1.5%)×2.20
(3) 第1号被保険者負担分及び調整交付金合計	(1)×0.23(第1号被保険者負担割合) ＋(標準給付費＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×0.05
(4) 調整交付金	(標準給付費額＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金見込交付割合(令和3年度(2021年度)0.0299、令和4年度(2022年度)0.0332、令和5年度(2023年度)0.0362)
(5) 財政安定化基金拠出額	第8期計画における財政安定化基金拠出率は0%
(6) 予定保険料収納率	99.0%
(7) 保険料基準額	[(3)－(4)－準備基金取崩額－財政安定化基金取崩による交付見込額] ÷ (6) ÷ (2) * 準備基金取崩額：600,000千円 * 財政安定化基金取崩による交付見込額：0円

* 令和22年度(2040年度)の算定方法

第1号被保険者負担割合：0.268、調整交付金見込交付割合：0.0349

準備基金取崩額：0で算定

■ 算定結果

項 目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計	令和22年度 (2040年度)
(1) 標準給付費及び地域支援事業費合計 (千円)	20,612,481	21,393,579	22,239,911	64,245,971	33,148,159
(2) 所得段階別加入者 割合補正後被保険 者数(人)	70,838	71,153	71,467	213,458	80,000
(3) 第1号被保険者負 担分及び調整交付 金合計(千円)	5,751,433	5,969,433	6,206,322	17,927,188	10,517,532
(4) 調整交付金(千円)	604,316	696,476	789,987	2,090,779	1,140,410
(5) 財政安定化基金拠 出額(円)	0			0	0
(6) 予定保険料収納率 (%)	99.0				99.0
(7) 保険料基準額 (月額、円)	5,990				9,866

■保険料段階ごとの保険料

保険料段階		保険料率	保険料（年額）
第1号被保険者	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50 (0.30)	35,940円 (21,564円)
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70 (0.45)	50,316円 (32,346円)
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75 (0.70)	53,910円 (50,316円)
	第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90	64,692円
	第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00	71,880円
	第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.15	82,662円
	第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	1.25	89,850円
	第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上210万円未満	1.35	97,038円
	第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額210万円以上290万円未満	1.50	107,820円
	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上320万円未満	1.60	115,008円
	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額320万円以上400万円未満	1.65	118,602円
	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80	129,384円
	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	2.00	143,760円
	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.20	158,136円